

新1号から新3号・新2号に変更する手続き

市民税非課税世帯に限り、保育の必要性の認定(新3号)を受けた満3歳入園児の預かり保育が無償化の対象となります。

市民税非課税世帯

4月から8月までは前年度市民税で、9月以降は今年度市民税で児童の父母が市民税非課税であるかにより判定します。なお、父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も合算して判定する場合があります。

<例>								令和5年度				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和4年度市民税で判定					令和5年度市民税で判定							
令和3年中の所得					令和4年中の所得							

申請手順

1 申請書類をご用意ください。

<申請書類>

- ①施設等利用給付認定申請書（2号・3号用）
- ②同居する父母の保育の必要性を証明する書類

申請書や就労証明書の指定様式等は、利用施設、郡山市保育課で配布しています。また、市ウェブサイトからダウンロードも可能です。

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 (会社勤務、自営業等)	就労証明書〔指定様式〕 ※自営業の場合、開業届の写し/営業許可証の写し/確定申告書の写しいずれかを併せて提出	勤務先で証明発行を依頼し、4か月以内に証明されたものを提出してください。
妊娠・出産	出産児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日の部分の写し
求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	求職活動を行う保護者がご自分で記入してください
同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける同居者の診断書又は障害者手帳などの写し	別居親族の介護・看護は対象外
保護者の疾病・障がい	診断書又は障害者手帳などの写し	診断書は保育ができない又は困難であることが記載されているもの
就学 (職業訓練含む)	在学証明書又は学生証の写し+時間割 (職業訓練の場合は受講決定通知+時間割)	時間割はカリキュラムやスケジュールなどがわかるもの

- ・保育の必要性を証明する書類は、同居する父母両方のものが必要です。
- ・就労は「月52時間以上就労していること又は就労する見込みであること」が要件です。
- ・育児休業時から継続利用している児童を除き、育児休業中の場合は翌月15日までに職場復帰する月から申請が可能です。
- ・就労内定で就労証明書が取得できない場合は、求職活動の就労予定申立書を提出してください。

2 希望月の前月15日までに申請書類を利用施設又は保育課へご提出ください。

<提出期限>

- ◆申請書類提出日よりさかのぼっての認定はいたしません。15日に間に合わない場合や月途中から認定区分を変更したい場合は保育課までご連絡ください。
- ◆市民税非課税世帯ではなく、4月1日現在年齢が3歳となる年度から新2号へ変更を希望する場合は、10月以降に配布されるチラシ記載の期限までに申請書類を提出してください。



お問合せ先

郡山市保育課

TEL 024-924-3541

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

(郡山市役所西庁舎3階)

認定期間 保育の必要性の理由により、認定期間は異なります。

同居する父母の事由のうち、認定期間が短い方で認定されます。
 例えば、父：就労、母：求職活動の場合は、認定期間は求職活動の3か月までとなります。
 また、働きはじめたばかり等により、月52時間以上の就労実績が確認できない場合は、後日就労実績のある就労証明書の提出により認定期間を延長します。

保育の必要性の理由	認定期間	
就労	退職まで雇用の場合、小学校就学前まで	
	雇用期間の定めがある場合、雇用期間の翌月まで	
	就労実績がない場合や不備の場合は、4か月以内で期間を区切り、就労実績確認後に認定期間を延長します。	
育児休業の継続利用	出生した子が1歳になる月末を上限として、育児休業期間が終了する月末まで ※認可保育施設に入所できずに育児休業を延長する場合はその育休延長期間	
妊娠・出産	出産予定日の8週前の月初日から出産後8週後の月末まで	
疾病・負傷・障がい	病気が回復するまで	※認定期間を3月末・9月末として、状況確認により期間を延長します。
介護・看護	病人が回復するまで	
求職活動	求職開始から3か月まで ※期間内に就労証明書が提出できれば、就労へ変更可能	
就学・職業訓練	保護者の卒業又は修了予定日の属する月まで	

注 認定期間満了後も継続して新2号認定を希望する場合は、認定期間満了前に「施設等利用給付認定変更申請書」及び就労証明書等を提出してください。

新3号を受けている児童の保護者の就労状況等が変更する場合の手続き

父母の認定事由に変更が生じた場合は、速やかに変更手続き書類を提出してください。



例1 就労先を退職します。退職後は…

- ①求職活動開始の場合 認定変更申請書と就労予定申立書を提出
※退職後の3か月までは求職で認定可
- ②就労先変更の場合 認定変更申請書と就労証明書を提出
- ③新1号へ変更の場合 施設等利用給付認定申請書（1号）を提出

例2 園児の弟妹を出産予定です。就労状況は…

- ①就労先で産前産後休暇・育児休業を取得する場合
認定変更申請書と母子手帳の写しを提出
その後、妊娠・出産での認定期間終了までに、認定変更申請書と育児休業の期間が記載された就労証明書を提出
- ②出産前に退職の場合 認定変更申請書と母子手帳の写しを提出
※出産後8週後の月末までは、出産で認定可
- ③新1号へ変更の場合 施設等利用給付認定申請書（1号）を提出

新2号・新3号の認定期間満了前に手続きをしなかった場合は、認定終了日の翌日以降の認定を新1号認定へ市が職権で変更します。

また、年1回、就労等の保育の必要性の状況の現況確認を行います。現況確認で保育の必要性の事由に該当していないことが判明した場合は、新3号認定を取消します。保護者の状況が変更となった場合にはお早めに手続きをしてください。